

6月ニュース

今月はコンプレッサの冷凍式ドライヤの自主点検のポイントと熱中症に関して掲載します。

※アネスト岩田(株) チラシ抜粋掲載

冷凍式のドライヤを使用している場合、「フロン排出抑制法」により、簡易点検と記録簿の記載が義務付けられています。今回は点検の概要や確認するポイントをご紹介します。

日常点検

法令で定められた項目以外にも、性能を維持するために日常的に点検・確認すべき事項があります。

① 周囲温度

⇒ 2～40℃の間に保たれているか？

② 吸・排気口

⇒ 塞がれていないか？

③ 冷媒ガス

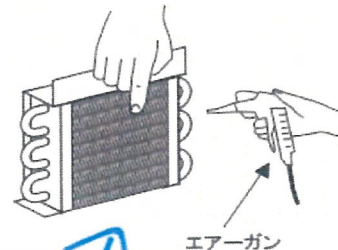
⇒ 漏れがないか？

④ 凝縮器(コンデンサ)のフィン

⇒ 目詰まりがないか？

⑤ コンプレッサの空気量

⇒ ドライヤの処理能力を超えていないか？



④でフィンに目詰まりがある場合は、エアガンなどでコンデンサのフィン(機種によってフィンの場所は異なります)についた埃を飛ばすことで不具合の発生を防ぐことができます。

※厚生労働省リーフレット抜粋掲載

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者에게義務付けられます。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

詳しくは弊社担当者へ
問い合わせ下さい。

気仙沼酸素株式会社

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。